

平成18年7月14日

厚生労働省健康局
結核・感染症課
課長 殿

社団法人 日本小児保健協会
会長 村上 睦美

日本脳炎予防接種に関する要望書及び日本小児保健協会の見解

厚生労働省健感発0530001号、「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて（勧告）」を受け昨年来、我が国では日本脳炎定期の予防接種率が極めて低下しております。細菌製剤協会による日本脳炎ワクチンの国家検定提出量は平成12年5月～平成13年5月の間は6,038,584人分であり以後、同13年～14年、14年～15年、15年～16年、16年～17年と5年間の平均は5,212,891人分であります。

しかるに、「積極的勧奨の差し控え」以来17年5月～18年5月の間は424,321人分、18年5月～19年5月では139,000人分となっています。

この様に平成17年を境として我が国での日本脳炎ワクチン接種率は従来の10分の1を割り、更に現状通りとしますと50分の1を割り込む可能性があります。

一方、日本脳炎ウイルスはブタのHI抗体ならびに2ME感受性抗体（IgM抗体）測定結果（国立感染研公表：<http://idsc.nih.gov.jp/yosoku/Smenu.html>）をみても判る様に、ほぼ全国でウイルスはまん延していると考えます。また、2004年度感染症流行予測調査報告書（貴課、国立感染症研究所感染症情報センター）によれば、0～4歳のワクチン未接種者は、調査した50人中48人（96%）が日本脳炎ウイルスに対する抗体を保持しておりません。

日本脳炎が一類疾病に定められ、その予防接種が定期の接種として定められている以上、国民はこの予防接種を受ける権利を有します。確かに「課長勧告」によれば一定の書式により該当者は接種出来ることになっておりますが、上記の国家検定ワクチン数から見れば在庫数が著しく低下しており、このことは接種率が著しく低下していると考えざるを得ません。これは「勧告」によって多くの地域で接種そのものが中止されていることを意味します。

日本小児保健協会はこの「勧告」が続くことにより、ワクチンによる日本の幼児・学童の日本脳炎に対する免疫が得られず、その結果として日本脳炎が発生してしまうことを危惧致します。

当協会は貴職におかれまして現「勧告」の下においても日本脳炎ワクチン接種希望者

には接種が可能であることを再度、地方自治体に通達して戴きたいと要望致します。また、勧告中にある「よりリスクが低いと期待されるワクチン」の「リスク」とは何を意味するのか明確に示して戴きたいと存じます。

日本小児保健協会は「勧告」で述べられている「よりリスクが低いと期待されている組織培養法」による日本脳炎ワクチンが何時供給出来るのかを又、未だに何故供給されないのかをそしてそれがいつ接種勧奨として再開されるのかを明示して戴きたく要望致します。現在接種されている日本脳炎ワクチンの生産量・生産力が「勧告」以来、著しく低下してきている現在、細胞培養ワクチンの早急な供給が望まれます。

当協会は感染予防可能な疾患から子ども達を守る立場として、現在の状態が続きますと今年、来年と接種対象者への接種率が低下し、潜在的に日本脳炎ウイルス感染の可能性を有する児が増大し続けることを憂えるのであります。以上をご勘案の上、何卒宜しくお取り計らいの程をお願い申し上げます。